

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

| 公共工事の名称、場所、期間及び種別   | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                              | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                            | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）  | 法人番号          | 予定価格<br>(税込・円) | 契約金額<br>(税込・円) | 落札率    | 再就職の<br>役員の数<br>(人) | 備考 |
|---|---|-----------|--|--|---------------|----------------|----------------|--------|---------------------|----|
| 令和4年度建築保全業務共通仕様書等の改定に関する調査検討業務<br>東京都千代田区霞が関2-1-2<br>令和4年7月19日～令和5年3月10日<br>建築関係建設コンサルタント業務                     | 支出負担行為担当官<br>国土交通省大臣官房官庁営繕部長<br>秋月 聡二郎<br>東京都千代田区霞が関2-1-2 | 令和4年7月15日 | 一般財団法人建築保全センター<br>東京都中央区新川1丁目24番8号           | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号<br><br>本業務は、建築保全業務共通仕様書、建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領について改定のために必要な情報の調査及び検討を行い、改定に係る技術資料のとりまとめを行うものである。<br>本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者が本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。<br>したがって、左記業者と契約するものである。  | 4010005018719 | 19,624,000     | 19,580,000     | 99.78% |                     |    |
| 令和4年度官庁営繕事業における一貫したBIM活用に関する調査検討業務<br>東京都千代田区霞が関2-1-2<br>令和4年7月27日～令和5年3月20日<br>建築関係建設コンサルタント業務                 | 支出負担行為担当官<br>国土交通省大臣官房官庁営繕部長<br>秋月 聡二郎<br>東京都千代田区霞が関2-1-2 | 令和4年7月26日 | 一般財団法人建築保全センター<br>東京都中央区新川1丁目24番8号           | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号<br><br>本業務は、官庁営繕事業においてBIMモデルを活用することにより、事業の円滑かつ効率的な実施、品質の確保及び生産性の向上を実現するため、試行・先行事例の調査、課題整理と対応方法の検討を行い、有識者の意見を聴取するなどにより検証・確認し、官庁営繕事業への導入に関する技術資料をとりまとめるものである。<br>本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者のみが本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。<br>したがって、左記業者と契約するものである。 | 4010005018719 | 16,577,000     | 16,390,000     | 98.87% |                     |    |
| 令和4年度官庁営繕工事におけるデジタル技術を活用した監督・検査の合理化に関する調査検討業務<br>東京都千代田区霞が関2-1-2<br>令和4年7月28日～令和5年3月17日<br>建築関係建設コンサルタント業務      | 支出負担行為担当官<br>国土交通省大臣官房官庁営繕部長<br>秋月 聡二郎<br>東京都千代田区霞が関2-1-2 | 令和4年7月27日 | 株式会社ファインコラボレート研究所<br>東京都港区元赤坂一丁目1番15号ニュートヨビル | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号<br><br>本業務は、デジタル技術を活用した建築分野における多様な施工合理化技術の情報収集、整理を行い、その有効性について有識者等の意見を聴取するなどにより検証・確認し、官庁営繕工事における監督・検査への導入に関する技術資料のとりまとめを行うものである。<br>本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者が本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。<br>したがって、左記業者と契約するものである。                              | 4010401039038 | 9,581,000      | 9,570,000      | 99.89% |                     |    |
| 令和4年度官庁施設における混構造を用いた木造化の整備手法等に関する調査検討及び基準等基礎資料作成業務<br>東京都千代田区霞が関2-1-2<br>令和4年7月28日～令和5年3月17日<br>建築関係建設コンサルタント業務 | 支出負担行為担当官<br>国土交通省大臣官房官庁営繕部長<br>秋月 聡二郎<br>東京都千代田区霞が関2-1-2 | 令和4年7月27日 | 株式会社ファインコラボレート研究所<br>東京都港区元赤坂一丁目1番15号ニュートヨビル | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号<br><br>本業務は、官庁施設において合理的なコストでより多くの木材利用を図り、かつ、公共発注において活用しやすい木造化・木質化の整備手法の検討等を行うものである。<br>本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者が本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。<br>したがって、左記業者と契約するものである。   | 4010401039038 | 42,207,000     | 41,965,000     | 99.43% |                     |    |
| 令和4年度公共建築工事等における歩掛りに関する実態調査及び解析資料作成業務<br>東京都千代田区霞が関2-1-2<br>令和4年7月29日～令和5年3月20日<br>建築関係建設コンサルタント業務              | 支出負担行為担当官<br>国土交通省大臣官房官庁営繕部長<br>秋月 聡二郎<br>東京都千代田区霞が関2-1-2 | 令和4年7月28日 | 一般財団法人建設物価調査会<br>東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号          | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号<br><br>本業務は、現場実態を踏まえた適正な予定価格の設定に向け、公共建築工事等の現場における材料、労務、機械器具等の歩掛り（単位施工量当たり又は日当たりの材料数量、労務工数、機械運転時間等の所要量）について、実態把握のための調査を行い、歩掛り作成に係る技術資料を取りまとめるものである。<br>本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者は、他者より業務実施方針及び手法並びに資格に優れていると認められた。<br>したがって、左記業者と契約するものである。        | 6010005018675 | 16,610,000     | 16,544,000     | 99.60% |                     |    |

|  |   |                   |  |   |                      |                    |                    |               |  |  |
|--|---|-------------------|--|---|----------------------|--------------------|--------------------|---------------|--|--|
| <p>令和4年度官庁施設におけるAI等を活用した設備設計の品質確保に関する検討業務<br/>東京都千代田区霞が関2-1-2<br/>令和4年8月9日～令和5年3月17日<br/>建築関係建設コンサルタント業務</p>     | <p>支出負担行為担当官<br/>国土交通省大臣官房官庁営繕部長<br/>秋月 聡二郎<br/>東京都千代田区霞が関2-1-2</p> | <p>令和4年8月8日</p>   | <p>株式会社構造計画研究所<br/>東京都中野区本町四丁目3番13号日本ホルスタイン会館内</p> | <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、官庁施設の設備設計において、設計品質の確保と業務の効率化を図ることを目的として、AI等の技術を活用するため、有効と考えられるAI等ツールの詳細検討及び業務利用を想定した実現可能性の効果検証を行い、官庁営繕事業における今後のAI等導入に向けた技術資料としてとりまとめを行うものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者が、本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。</p> <p>したがって、左記業者と契約するものである。</p>  | <p>7011201001655</p> | <p>25,201,000</p>  | <p>24,750,000</p>  | <p>98.21%</p> |  |  |
| <p>中央合同庁舎第3号館改修(22)エレベーター設備工事<br/>東京都千代田区霞が関2-1-3<br/>令和4年8月12日～令和5年2月28日<br/>機械設備工事</p>                         | <p>支出負担行為担当官<br/>国土交通省大臣官房官庁営繕部長<br/>秋月 聡二郎<br/>東京都千代田区霞が関2-1-2</p> | <p>令和4年8月10日</p>  | <p>三菱電機ビルソリューションズ株式会社<br/>東京都荒川区荒川7-1-9-1</p>      | <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本工事は、中央合同庁舎第3号館の乗用エレベーター(12号機)について、現行基準に適合させるための耐震性能の向上及び安全対策の強化対策を実施する改修工事である。現行基準に適合させるためには、元施工者が独自に設計した機械室や昇降路内機材等の耐震補強及びエレベーターの運行制御に係わる制御盤の改修並びに元施工者が独自開発した制御用プログラムやソフトの追加・改修を行う必要があり、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にある。本工事を元施工者以外に施工させた場合、エレベーター設備の機能安全性の確保並びに使用に著しい支障が生じる恐れがあるため、元施工者以外では対応が出来ない。</p> <p>以上の理由により、元施工者である左記業者と随意契約をするものである。</p> | <p>5010001030412</p> | <p>17,479,000</p>  | <p>16,500,000</p>  | <p>94.40%</p> |  |  |
| <p>令和4年度官庁施設におけるZEBの実現に向けた省エネ技術の導入等に関する調査検討業務<br/>東京都千代田区霞が関2-1-2<br/>令和4年9月6日～令和5年3月17日<br/>建築関係建設コンサルタント業務</p> | <p>支出負担行為担当官<br/>国土交通省大臣官房官庁営繕部長<br/>秋月 聡二郎<br/>東京都千代田区霞が関2-1-2</p> | <p>令和4年9月5日</p>   | <p>備前グリーンエネルギー株式会社<br/>岡山県備前市東片上3-9番6</p>          | <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、民間及び自治体で行っているZEBの先進事例や採用されている省エネ技術を調査するとともに、ZEB達成に有効な省エネ技術の効果の分析や導入における課題とその対策の整理を行うことにより、官庁施設への効果的な導入手法の検討を行い、官庁施設におけるZEBの実現に有用な技術資料の作成を行うものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者は、他者より業務の実施方針及び手法に優れていると認められた。</p> <p>したがって、左記業者と契約するものである。</p>   | <p>3260001021891</p> | <p>10,758,000</p>  | <p>10,439,000</p>  | <p>97.03%</p> |  |  |
| <p>令和4年度建築保全業務結果の活用状況に関する調査検討業務<br/>東京都千代田区霞が関2-1-2<br/>令和4年11月24日～令和5年3月10日<br/>建築関係建設コンサルタント業務</p>             | <p>支出負担行為担当官<br/>国土交通省大臣官房官庁営繕部長<br/>秋月 聡二郎<br/>東京都千代田区霞が関2-1-2</p> | <p>令和4年11月22日</p> | <p>一般財団法人建築保全センター<br/>東京都中央区新川1丁目2-4番8号</p>        | <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、官庁施設の施設管理者による、法令等に基づく建築物等の定期点検(以下、「法定点検」という。)による指摘事項への適切な措置の計画・実施の状況について、保全実態調査結果の分析による実態把握や、適切な措置の実施事例の調査を行い、法定点検の結果の活用促進に向けた今後の検討課題をとりまとめることを目的とするものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者が本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。</p> <p>したがって、左記業者と契約するものである。</p>                                | <p>4010005018719</p> | <p>11,649,000</p>  | <p>11,550,000</p>  | <p>99.15%</p> |  |  |
| <p>内閣府庁舎改修(22)機械設備その他工事<br/>東京都千代田区永田町1-6-1<br/>令和4年12月19日～令和6年1月31日<br/>暖冷房衛生設備工事</p>                           | <p>支出負担行為担当官<br/>国土交通省大臣官房官庁営繕部長<br/>秋月 聡二郎<br/>東京都千代田区霞が関2-1-2</p> | <p>令和4年12月16日</p> | <p>株式会社丹野設備工業所<br/>神奈川県伊勢原市上粕屋4-4-8番地の1-9</p>      | <p>会計法第29条の3第1項、予算決算及び会計令第99条の2</p> <p>本工事は発注は、当初公告において暖冷房衛生設備工事A等級の一般競争入札(施工能力評価型I型・総合評価落札方式)で行い、入札執行は原則的な取扱いに則り執行したが、第1回目及び第2回目の入札において予定価格を超過していた。そのため、第3回目の再度入札を行ったが、予定価格の超過により入札不調となったものである。</p> <p>本工事は実施にあたっては、再度入札の結果落札者がなく、予決令第99条の2に基づく随意契約の見積に移行し、再度入札参加者から希望者を募るものとし、見積は原則2回を限度としていた。希望者との第2回目の見積を行った結果、予定価格以下であったため、随意契約を行うものである。</p>                                     | <p>8021001021182</p> | <p>300,740,000</p> | <p>297,000,000</p> | <p>98.76%</p> |  |  |

|   |   |                  |  |  |                      |                    |                    |               |  |  |
|---|---|------------------|--|--|----------------------|--------------------|--------------------|---------------|--|--|
| <p>中央合同庁舎第5号館別館改修（R4）エレベーター設備その他工事<br/>東京都千代田区霞が関1-2-3<br/>令和5年3月24日～令和6年3月29日<br/>機械設備工事</p> | <p>支出負担行為担当官<br/>国土交通省大臣官房官庁営繕部長<br/>秋月 聡二郎<br/>東京都千代田区霞が関2-1-2</p> | <p>令和5年3月23日</p> | <p>フジテック株式会社 首都圏統括本部<br/>東京都港区白金一丁目17番3号</p> | <p>会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2、第99条の6</p> <p>本工事は、老朽化の解消及び現行の安全性基準への適合のためエレベーターを更新する工事である。既存のエレベーターは、耐震安全性が不足しているとともに、戸開走行保護装置が設置されていないなど、利用者の安全のために早急な解消が求められている。一般競争入札（施工体制確認型、施工能力評価型II型、総合評価落札方式）で入札公告したが、不調となった。本入札の手続きについては、入札参加資格を最大限に緩和しており、かつ、ヒアリング等により実勢価格を把握するなど積算上最大限の対策をとった上で競争入札を行ったものであり、再度入札手続を行っても入札者の見込みがないと判断される。したがって、予算決算及び会計令第99条の2及び第99条の6により、受注意思のあった者と見積合わせを行い、予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な見積を行った上記の者と随意契約するものである。</p>  | <p>3160001009212</p> | <p>274,010,000</p> | <p>269,500,000</p> | <p>98.35%</p> |  |  |
| <p>外務本省改修（R4）機械設備工事<br/>東京都千代田区霞が関2-2-1<br/>令和5年4月1日～令和7年2月28日<br/>暖冷房衛生設備工事</p>              | <p>支出負担行為担当官<br/>国土交通省大臣官房官庁営繕部長<br/>秋月 聡二郎<br/>東京都千代田区霞が関2-1-2</p> | <p>令和5年3月30日</p> | <p>株式会社丹野設備工業所<br/>神奈川県伊勢原市上粕屋448番地の19</p>   | <p>会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2、第99条の6</p> <p>本工事は、老朽化及び内装改修に伴い空調設備及び衛生設備を改修する工事である。既存の設備は著しく老朽しており、部品の故障等が頻発していることから早急な改修が必要である。また、本工事は、契約済の関連工事（外務本省改修（22）建築その他工事）と同一施工範囲において同時施工が必要であるとともに、内装改修部分の使用開始時期が決定していることから早急な実施が求められている。一般競争入札（施工体制確認型、技術提案評価型S型（WT0）、総合評価落札方式）で入札広告を行ったが、不調となった。本入札の手続きについては、入札参加資格を最大限に緩和しており、かつ、ヒアリング等により実勢価格を把握するなど積算上最大限の対策をとった上で競争入札を行ったものであり、再度入札手続を行っても入札者の見込みがないと判断される。したがって、予算決算及び会計令第99条の2及び第99条の6により、受注意思のあった者と見積合わせを行い、予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な見積を行った上記の者と随意契約するものである。</p> | <p>8021001021182</p> | <p>772,310,000</p> | <p>687,500,000</p> | <p>89.02%</p> |  |  |